

2022 年度の交渉等で獲得した主な成果

2022 年 11 月長野高教組

2022 春闘における官民共同の取り組みにより、8 月の人事院勧告は 3 年ぶりの給料月額の改善、4 年ぶりにボーナスもプラスの勧告 (0.1 月) となりました。10 月の長野県人事委員会勧告は、地公労や県労連に結集した取り組みの結果、月例給で国を上回る改善勧告となりました。初任給で比較すると高卒の場合、国が 4,000 円、長野県は 4,700 円、大卒の場合国が 3,000 円、長野県は 3,600 円 (教育職給料表 (2))、また国は 30 代半ば以降は改善無しに対し、長野県ではわずかとはいえ全世代で改善されます。11 月の確定交渉で「勧告の完全実施」を勝ち取り、県職員全体で 10 億円を超える賃金改善を約束させました。組合がなければ、こうした改善は勝ち取ることはできません！未加入者に組合加入を呼びかけましょう！

※交渉の成果の(地)は地公労交渉・(高)は高教組交渉

1、若年層で大幅賃金改善、すべての世代にわたり賃金改善 (地)

年齢モデル給 (大卒前歴なし)	改善前月額 (調整額・地域 手当含む) A	改善後月額 (調整額・地域 手当含む) B	給料月額差額 (B - A)	ボーナス (期 末・勤勉手当) 増加分	12 月差額支 給額 (4 月に遡 及して計算)	年間増加分
23 歳 (2 級 5 号俸)	227, 466	231, 271	3, 805	39, 001	73, 246	84, 661
28 歳 (2 級 25 号俸)	277, 568	281, 267	3, 699	43, 468	76, 759	87, 856
33 歳 (2 級 50 号俸)	335, 597	337, 077	1, 480	41, 458	54, 778	59, 218
35 歳 (2 級 58 号俸) 以降	352, 403	352, 509	106	36, 893	37, 847	38, 165
再任用 (2 級再任用)	296, 277	296, 382	105	14, 817	15, 762	16, 077

(教育職 (2) 2 級で試算)

2、技能労務職給料表、会計年度任用職員の賃金も改善 (地・高)

人勧で示されない技能労務職給料表も 2022 年 4 月に遡って同様の考え方で改善されます。また、1 次回答では示されなかった会計年度任用職員の賃金は、役員のオシコミ (再要請) により、2023 年 4 月から給料表に連動して改善することを勝ち取りました。高校司書で特別行託から移行した方は月額 3, 300 円、また給料表の行政職給料表 1 級 1 号でみると 4, 200 円の改善となります。

3、妊娠中の職員の代替非常勤職員の措置拡大の足掛かり (高)

「妊娠中の農業の実習教員の業務軽減のための代替非常勤職員の措置について、研究する。」

昨年度の高教組確定交渉で「妊娠している養護教諭に年間 80 時間措置された代替非常勤職員について、期間は通年で業務の制限なし」に前進し、今年度はすべての職種に広げることを要求してきました。「制度の趣旨からすべての職種への拡大は困難だが、例えば重いものを持ち運ぶ等の重労働を伴う職種に限っては妊娠中の体への負担が大きいと考えられるため何らかの措置ができないか調査したい」旨が交渉の中で言及され、一次回答では「妊娠中の農業の実習教員の業務軽減のための代替非常勤職員の措置について、調査する」と回答されました。役員のオシコミにより「調査する」を「研究する」と一歩前進した最終回答を引き出すことができました。来年度、農業の実習教員については「検討する (実施を約束)」の獲得に向け、また他の職種への拡大にむけた大きな足掛かりとなりました。

4、教員の授業用タブレットについて、

今年度中に配備を完了するよう努力する。(高)

今年度からすべての生徒がタブレットを購入または貸与されて持つ状況の中、教員用タブレットを県の責任で全員に措置することは春闘期の交渉から主張を繰り返してきました。今回文書回答で今年度中に配備の完了が約束されました。しかし、このことに関して、懸念される点について交渉団から発言が集中しました。以下は曾根原学びの改革支援課長の交渉での重要な発言です。

「現在全日制 3 年生、定時制 4 年制に貸与している端末を再配備するよう、台数調査の結果をもとに各校に再配置することを計画している」「早い学校はすでに端末を動かし始めている」「端末の設定は GIGA スクール運営支援センターの活用を想定している」※各学校の担当者任せにならないように声をあげましょう。「非常勤の先生方にも配備するつもりで進めている」※各学校で非常勤講師の先生に調査漏れ等が無いよう対応をお願いします。

「端末の故障の対応は、GIGA スクール運営支援センターで対応してもらえるようにしたい」

「故障等で使えないタブレットについては台数調査の中できちんと把握して対応したい」

5、取り組みに活用できる回答、口頭メモ・発言など (地・高)

(1) 移転料の支給対象とする住居の移転時期について、新所属への赴任後 2 か月以内とするよう検討する。(令和 5 年 4 月 1 日適用) (地)

○5 月末までに (今までは 4 月末) 引越しを完了すれば移転料が支給になります。

(2) 管理諸室、特別教室等への冷房設備について、計画通り設置できるよう引き続き努力する。(高)

○2023 年夏までに計画された工事を完了させることが示されました。

(3) 文化系部活動の対外運動競技等引率指導業務に係る特殊勤務手当の支給対象について、研究する。(高)

○昨年の「調査する」から一步前進しました。部活動指導関係 (3 時間程度 2700 円) だけでなく対外運動競技引等率指導関係 (8 時間程度 5100 円) の申請が可能になるよう引き続き要求しましょう。

(4) 時間外勤務縮減のため、勤務実態の把握に努めるとともに、労使協議会を通じ、勤務時間の記録の方法及び業務の改善策について、引き続き研究する。(高)

○C4th を使った打刻システムについての改善を求め、下線部分の追加をオシコミで獲得しました。システムの不具合や改善要求などをこれからもぶつけていきましょう。

(5) クラブ顧問の消耗品費について、1 校当たり 3 万円措置するよう検討する(単年度措置)(高)

○クラブ顧問の負担軽減という要求に、県教委が来年度予算の確保を約束しました。

(6) 教員免許更新制の廃止に伴う新たな研修制度の導入にあたり、課題が生じた場合には誠実に対応する。(高)

○教員免許更新制の廃止と合わせて、2023 年度から導入される研修制度についてはまだ具体的な提案が行われていませんが、「誠実な対応」という文言を入れさせたことにより、交渉の俎上に乗せることができます。

(7) 「県教育委員会として、学校徴収金に係る保護者負担の軽減について、努力してまいりたい」

○BYOD の導入等で学校徴収金に現れない保護者負担が増えている心配があります。回答、口頭メモ読み上げ後の服部高校教育課長の発言は県教委の基本的な姿勢を示したもので重要です。

6、実習教員の「呼称」問題で実質的な前進

実習教員の「呼称」の問題について、「管理運営事項ではあるが、人事異動報道発表資料の職名の記載について、『教諭等』とするよう検討する (適用日令和 5 年 4 月人事異動)」

○「呼称」(教諭・実習教員) の使用を認めていた報道発表資料について、2019 年県教委は一方的に管理運営事項であるとして反故にしました。2019 年の文書撤回はされていませんが、実質的に高教組の要求に沿った対応にする旨が服部高校教育課長から口頭で交渉団に示されました。

※いわゆる「先読み加配」(5 月 1 日～7 月 31 日に産育休に入る教職員に 4 月当初から代替を措置する仕組み) については、県教組交渉等の動向を見ながら情報共有を行うことをオシコミで約束させました。

☆地公労、高教組の団結と粘り強い交渉で勝ち取った今年の成果をお互いに確認しましょう。勝ち取った休暇などを利用しやすい職場づくりを進め、新しい仲間を迎えましょう！